

1 第 1 3 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 (原 案)

2 令和 4 年 4 月 1 日 から

3 5 年 間

4 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

5 長 崎 県

目 次

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方 針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	1 1
(1)	方 針	1 1
(2)	特別保護地区指定計画	1 2
(3)	特別保護地区の指定内訳	1 4
3	休猟区の指定	1 5
(1)	方 針	1 5
(2)	休猟区指定計画	1 5
(3)	特例休猟区指定計画	1 6
4	鳥獣保護区の整備等	1 7
(1)	方 針	1 7
(2)	整備計画	1 7
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	1 8
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	1 9
1	鳥獣の人工増殖	1 9
(1)	方 針	1 9
(2)	人工増殖計画	1 9
2	放鳥獣	1 9
(1)	方 針	1 9
(2)	留意事項	1 9
(3)	放鳥計画	2 0
(4)	放獣計画	2 0
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	2 0
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	2 0
(1)	希少鳥獣	2 0
(2)	狩猟鳥獣	2 0
(3)	外来鳥獣等	2 0
(4)	指定管理鳥獣	2 1

1	(5) 一般鳥獣.....	2 1
2	2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定.....	2 1
3	(1) 許可しない場合の基本的考え方.....	2 1
4	(2) 許可する場合の基本的考え方.....	2 2
5	(3) わなの使用に当たっての許可基準.....	2 3
6	(4) 許可に当たっての条件の考え方.....	2 3
7	(5) 許可権限の市町長への委譲.....	2 3
8	(6) 捕獲実施に当たっての留意事項.....	2 3
9	(7) 捕獲物又は採取物の処理等.....	2 4
10	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集.....	2 4
11	(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方.....	2 4
12	2 - 1 学術研究を目的とする場合.....	2 4
13	(1) 学術研究.....	2 4
14	(2) 標識調査.....	2 5
15	2 - 2 鳥獣の保護を目的とする場合.....	2 6
16	(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的.....	2 6
17	(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的.....	2 6
18	2 - 3 鳥獣の管理を目的とする場合.....	2 6
19	(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的.....	2 6
20	(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的.....	3 5
21	2 - 4 その他特別の事由の場合.....	3 6
22	(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的.....	3 6
23	(2) 愛玩のための飼養の目的.....	3 6
24	(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的.....	3 6
25	(4) 鵜飼漁業への利用の目的.....	3 6
26	(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的.....	3 7
27	(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的.....	3 7
28	3 鳥類の飼養登録.....	3 8
29	(1) 飼養登録の現状と方針.....	3 8
30	(2) 飼養適正化のための指導内容.....	3 8
31	(3) 個体管理の適正化.....	3 8
32	4 販売禁止鳥獣等の販売許可.....	3 8
33	(1) 基本的な考え方.....	3 8
34	(2) 許可の条件.....	3 8

1	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	39
2	1 特定猟具使用禁止区域の指定	39
3	(1) 方針	39
4	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	39
5	2 特定猟具使用制限区域の指定	40
6	(1) 方針	40
7	(2) 特定猟具使用制限区域指定計画	40
8	3 猟区設定のための指導	40
9	(1) 方針	40
10	(2) 設定指導の方法	40
11	4 指定猟法禁止区域	41
12	(1) 方針	41
13	(2) 指定計画	41
14	第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	42
15	1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	42
16	2 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	42
17	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	42
18	1 方針	42
19	2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	42
20	(1) 方針	42
21	(2) 鳥獣生息分布調査	43
22	(3) 希少鳥獣等保護調査	43
23	(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	43
24	(5) 狩猟鳥獣生息調査	44
25	(6) 第二種特定鳥獣の生息状況調査	44
26	3 法に基づく諸制度の運用状況調査	45
27	(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	45
28	第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	45
29	1 鳥獣行政担当職員	45
30	(1) 方針	45
31	(2) 設置計画	46
32	(3) 研修計画	48
33	2 鳥獣保護管理員	48
34	(1) 方針	48

1	(2) 設置計画.....	4 8
2	(3) 年間活動計画.....	4 9
3	(4) 研修計画.....	4 9
4	3 保護及び管理の担い手の育成.....	4 9
5	(1) 方針.....	4 9
6	(2) 研修計画.....	5 0
7	(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策.....	5 0
8	4 取締り.....	5 0
9	(1) 方針.....	5 0
10	(2) 年間計画.....	5 1
11	5 必要な財源の確保.....	5 1
12	第九 その他.....	5 1
13	1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	5 1
14	2 狩猟の適正管理.....	5 1
15	3 入猟者承認制度に関する事項.....	5 1
16	4 野生鳥獣の市街地出没.....	5 2
17	5 傷病鳥獣救護への対応.....	5 2
18	(1) 方針.....	5 2
19	(2) 体制.....	5 2
20	(3) 傷病鳥獣の取り扱いについて.....	5 2
21	(4) 感染症対策・普及啓発.....	5 3
22	(5) 放野.....	5 3
23	6 油汚染事件発生時の救護体制の整備方針等.....	5 3
24	7 感染症への対応.....	5 3
25	(1) 高病原性鳥インフルエンザ.....	5 3
26	(2) その他感染症.....	5 3
27	8 普及啓発.....	5 4
28	(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等.....	5 4
29	(2) 安易な餌付けの防止.....	5 5
30	(3) 生物多様性モデル校の指定.....	5 5
31	(4) 法令の普及徹底.....	5 5

1 第一 計画の期間

2 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

3 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

4 1 鳥獣保護区の指定

5 (1) 方針

6 指定に関する中長期的な方針

7 本県は、日本列島の西端に位置し、南北に約310km、東西に約210kmの広がりをもち、陸域面積は約4,100km²に及ぶ。
8 本土部では平成新山に代表される山岳部から、干潟等の自然海岸の残る海岸域まで多様な自然環境を有しており、また、島しょ部は、
9 五島、男女群島、壱岐、対馬など広範囲に分布するとともに、その数も600を超える。さらに地理的に大陸に近く、古くは大陸と陸
10 つづきであったことなどから多様かつ変化に富んだ自然環境を形成している。

11 このような自然特性を有することから、本県では地域特有のものも含め多様な野生鳥獣の生息や渡来がみられる。

12 このため、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める地域について、順次、鳥獣保護区の指定を進めており、
13 本計画においても、新たな鳥獣保護区の指定に努めるとともに、期間の満了する鳥獣保護区の更新に努め、良好な生息環境の保全を図
14 り、地域における生物多様性の保全にも資するものとする。

15 鳥獣保護区の指定期間は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「法」という。）に
16 定める期間の20年とする。ただし、国有林を包含する鳥獣保護区については10年とする。また、区域については、河川、海岸線、
17 山稜線、道路、鉄道、その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

18 なお、指定等にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）や文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の制度によってまとま
19 った面積が保全されている地域であって、鳥獣の保護繁殖上重要な地域をできる限り含めるよう考慮する。

20 また、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、区域内におけるニホンジカやイノシシ等の鳥獣の管理を目的とした有害
21 鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるように適切に対応し、鳥獣の分布、重
22 要な生息地等の情報の収集と分析等を実施した上で行うものとする。

23 指定区分ごとの方針

24 1) 森林鳥獣生息地の保護区

25 森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとす
26 る。指定に当たっては、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めてきたところであり、
27 今後も、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにし、その鳥獣の保護に適切に考慮した上で、指定等を検討する。

28 2) 大規模生息地の保護区

29 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の
30 生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。指定に当たっては、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

31 3) 集団渡来地の保護区

32 集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡

- 1 来地の保護区を指定する。
- 2
- 3 4) 集団繁殖地の保護区
- 4 集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必
- 5 要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。また、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能
- 6 な限り含める。
- 7 5) 希少鳥獣生息地の保護区
- 8 環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 A・B類又は 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群
- 9 として掲載されている鳥獣、県のレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の
- 10 生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。
- 11 6) 生息地回廊の保護区
- 12 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は
- 13 鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回
- 14 廊の保護区を指定する。
- 15 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
- 16 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められ
- 17 る地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、
- 18 身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

1 (2) 鳥獣保護区の指定等計画

2

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間中に指定する鳥獣保護区(新設+更新)						本計画期間中に区域拡大する鳥獣保護区					
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)
森林鳥獣	箇所	24	42	箇所	6	5	7	4	6	28					
生息地	面積	7,200	29,326	変動面積	6,515	1,291	3,321	1,553	3,735	16,415					
大規模	箇所			箇所											
生息地	面積			変動面積											
集団	箇所		4	箇所		1	1			2					
渡来地	面積		2,564	変動面積		49	28			77					
集団	箇所		1	箇所				1	1						
繁殖地	面積		2	変動面積				2	2						
希少鳥獣	箇所		5	箇所	1	1		1	1	4					
生息地	面積		1,300	変動面積	147	878		64	132	1,221					
生息地	箇所			箇所											
回廊	面積			変動面積											
身近な鳥	箇所		54	箇所	2	9	5	4	12	32					
獣生息地	面積		8,836	変動面積	326	377	2,736	305	3,367	7,111					
計	箇所		106	箇所	9	16	13	9	20	67					
	面積		42,028	変動面積	6,988	2,595	6,085	1,922	7,236	24,826					

3

面積単位：h a

区分		本計画期間中に区域縮小する鳥獣保護区					計(D)	本計画期間に解除または期間満了となる鳥獣保護区					計(E)	計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
森林鳥獣生息地	箇所							6	5	7	4	6	28	0	42
	面積							6,515	1,291	3,321	1,553	3,735	16,415	0	29,326
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所								1	1			2		4
	面積								49	28			77		2,564
集団繁殖地	箇所											1	1		1
	面積											2	2		2
希少鳥獣生息地	箇所							1	1		1	1	4		5
	面積							147	878		64	132	1,221		1,300
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所							2	9	5	4	12	32		54
	面積							326	377	2,736	305	3,367	7,111		8,836
計	箇所							9	16	13	9	20	67	0	106
	面積							6,988	2,595	6,085	1,922	7,236	24,826	0	42,028

面積単位: h a

2

3

4

5

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

- 1 鳥獣保護区の指定計画
- 2 1) 森林鳥獣生息地の保護区
- 3 本計画期間中は新規指定の予定なし。
- 4 2) 大規模生息地の保護区
- 5 本計画期間中は新規指定の予定なし。
- 6 3) 集団渡来地の保護区
- 7 本計画期間中は新規指定の予定なし。
- 8 4) 集団繁殖地の保護区
- 9 本計画期間中は新規指定の予定なし。
- 10 5) 希少鳥獣生息地の保護区
- 11 本計画期間中は新規指定の予定なし。
- 12 6) 生息地回廊の保護区
- 13 本計画期間中は新規指定の予定なし。
- 14 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
- 15 本計画期間中は新規指定の予定なし。
- 16

1
2

既指定鳥獣保護区の変更計画

* 特：特別保護地区 (第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(単位ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
4	森林鳥獣	雲仙鳥獣保護区	期間更新	4,049		4,049	令和 4年11月 1日から 令和14年10月31日まで	存続が必要	国有林・特
	森林鳥獣	眉山鳥獣保護区	〃	1,688		1,688	〃	〃	国有林・特
	身近な鳥獣	百花台公園鳥獣保護区	〃	25		25	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	〃	
	森林鳥獣	御橋観音鳥獣保護区	〃	312		312	〃	〃	
	身近な鳥獣	喜内瀬鳥獣保護区	〃	301		301	〃	〃	
	森林鳥獣	川原ダム鳥獣保護区	〃	382		382	令和 4年11月 1日から 令和14年10月31日まで	〃	国有林
	希少鳥獣	黄島鳥獣保護区	〃	147		147	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	〃	
	森林鳥獣	内院島鳥獣保護区	〃	12		12	〃	〃	
	森林鳥獣	棹崎鳥獣保護区	〃	72		72	〃	〃	
	計	9箇所		6,988		6,988			
5	希少鳥獣	崎戸西部諸島鳥獣保護区	期間更新	878		878	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	存続が必要	
	身近な鳥獣	南串中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	28		28	〃	〃	
	身近な鳥獣	国見中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	16		16	〃	〃	
	身近な鳥獣	戸ノ隅鳥獣保護区	〃	5		5	〃	〃	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(単位ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
5	身近な鳥獣	布津中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	6		6	〃	〃	
	森林鳥獣	烏帽子岳鳥獣保護区	〃	370		370	〃	〃	
	身近な鳥獣	佐世保市霊園鳥獣保護区	〃	110		110	〃	〃	
	森林鳥獣	礪岩鳥獣保護区	〃	74		74	〃	〃	特
	集団渡来地	美良島・倉島・平島 鳥獣保護区	〃	49		49	〃	〃	特
	身近な鳥獣	藪路木島鳥獣保護区	〃	47		47	〃	〃	
	身近な鳥獣	竹ノ子島諸島鳥獣保護区	〃	143		143	令和 5年11月 1日から 令和15年10月31日まで	〃	
	森林鳥獣	蝶螺島鳥獣保護区	〃	106		106	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	〃	
	森林鳥獣	祝言島鳥獣保護区	〃	141		141	〃	〃	
	身近な鳥獣	箱崎小学校愛護林 鳥獣保護区	〃	14		14	〃	〃	
	身近な鳥獣	初山小学校愛護林 鳥獣保護区	〃	8		8	〃	〃	
	森林鳥獣	舟志川鳥獣保護区	〃	600		600	〃	〃	
		計	16箇所		2,595		2,595		
6	身近な鳥獣	松浦島鳥獣保護区	期間更新	25		25	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	存続が必要	
	身近な鳥獣	高島・中之島・頭ヶ島 鳥獣保護区	〃	50		50	〃	〃	
	森林鳥獣	安満岳鳥獣保護区	〃	940		940	令和 6年11月 1日から 令和16年10月31日まで	〃	国有林・特

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(単位ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
6	身近な鳥獣	野子小中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	98		98	〃	〃	国有林
	集団渡来地	阿値賀島鳥獣保護区	〃	28		28	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	〃	特
	身近な鳥獣	黒子島鳥獣保護区	〃	3		3	〃	〃	
	森林鳥獣	大崎半島鳥獣保護区	〃	260		260	〃	〃	特
	森林鳥獣	稗木場鳥獣保護区	〃	105		105	〃	〃	
	森林鳥獣	野崎島鳥獣保護区	〃	732		732	〃	〃	
	身近な鳥獣	玉之浦湾鳥獣保護区	〃	2,560		2,560	〃	〃	
	森林鳥獣	虎星山鳥獣保護区	〃	282		282	〃	〃	
	森林鳥獣	木坂鳥獣保護区	〃	530		530	〃	〃	特
	森林鳥獣	高瘤山鳥獣保護区	〃	472		472	〃	〃	
	計	13箇所		6,085		6,085			
7	身近な鳥獣	大村公園鳥獣保護区	期間更新	34		34	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	存続が必要	
	身近な鳥獣	諏訪の森鳥獣保護区	〃	10		10	〃	〃	
	森林鳥獣	万助山鳥獣保護区	〃	400		400	令和 7年11月 1日から 令和17年10月31日まで	〃	国有林
	身近な鳥獣	南串島鳥獣保護区	〃	242		242	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	〃	
	希少鳥獣	赤島・大板部島・小板部島 鳥獣保護区	〃	64		64	〃	〃	
	森林鳥獣	山王山鳥獣保護区	〃	580		580	令和 7年11月 1日から 令和17年10月31日まで	〃	国有林・特
	身近な鳥獣	印通寺鳥獣保護区	〃	19		19	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	〃	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(単位ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
7	森林鳥獣	島山島鳥獣保護区	〃	471		471	〃	〃	
	森林鳥獣	黒島鳥獣保護区	〃	102		102	〃	〃	
	計	9箇所		1,922		1,922			
8	身近な鳥獣	大久保山鳥獣保護区	期間更新	406		406	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	存続が必要	
	身近な鳥獣	神楽島鳥獣保護区	〃	5		5	〃	〃	
	身近な鳥獣	東長崎中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	44		44	〃	〃	
	身近な鳥獣	小ヶ倉ダム鳥獣保護区	〃	40		40	〃	〃	
	森林鳥獣	諫早鳥獣保護区	〃	601		601	〃	〃	
	森林鳥獣	樫井岳鳥獣保護区	〃	316		316	〃	〃	
	身近な鳥獣	霊丘公園鳥獣保護区	〃	7		7	〃	〃	
	身近な鳥獣	岩戸山鳥獣保護区	〃	25		25	〃	〃	
	身近な鳥獣	宇久鳥獣保護区	〃	2,671		2,671	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	〃	
	森林鳥獣	亀岡公園鳥獣保護区	〃	14		14	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	〃	
	森林鳥獣	千綿溪鳥獣保護区	〃	360		360	〃	〃	特
	集団繁殖地	斑島鳥獣保護区	〃	2		2	〃	〃	
	森林鳥獣	七岳鳥獣保護区	〃	628		628	〃	〃	特
	希少鳥獣	五島黒島鳥獣保護区	〃	132		132	〃	〃	
	身近な鳥獣	繁敷ダム鳥獣保護区	〃	53		53	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	〃	
身近な鳥獣	那賀小学校愛護林 鳥獣保護区	〃	10		10	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	〃		

1

(第2表：前頁に続く)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(単位ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
8	森林鳥獣	御岳鳥獣保護区	〃	1,816		1,816	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	〃	国有林・特
	身近な鳥獣	雞知中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	38		38	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	〃	
	身近な鳥獣	豊玉中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	34		34	〃	〃	
	身近な鳥獣	西部中学校愛護林 鳥獣保護区	〃	34		34	〃	〃	
	計	20箇所		7,236		7,236			
	合計	67箇所		24,826		24,826			

2

1 2 特別保護地区の指定

2 (1) 方針

3 指定に関する中長期的な方針

4 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域については、その生息環境を保全するため特別保護地区に指定することとする。また、期間満了となる鳥獣保護区にかかる特別保護地区については存続を図るものとする。

6 なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区の鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

9 指定区分ごとの方針

10 1) 森林鳥獣生息地の保護区

11 森林鳥獣生息地の保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

13 2) 大規模生息地の保護区

14 大規模生息地の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

15 3) 集団渡来地の保護区

16 集団渡来地の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

17 4) 集団繁殖地の保護区

18 集団繁殖地の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

19 5) 希少鳥獣生息地の保護区

20 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

21 6) 生息地回廊の保護区

22 生息地回廊の保護区の中核的地区について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

23 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

24 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について特別保護地区に指定するよう努めるものとする。

25 8) 特別保護指定区域

26 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

1 (2) 特別保護地区指定計画

2

(第3表)

区分	特別保護地区の指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間中に指定する特別保護地区(再指定を含む)						本計画期間中に区域拡大する特別保護地区					
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)
森林鳥獣	箇所	21	16	箇所	2	1	3	1	3	10					
生息地	面積	2,933	1,305	変動面積	588	25	187	13	180	993					
大規模	箇所			箇所											
生息地	面積			変動面積											
集団	箇所		2	箇所		1	1			2					
渡来地	面積		65	変動面積		37	28			65					
集団	箇所			箇所											
繁殖地	面積			変動面積											
希少鳥獣	箇所		2	箇所											
生息地	面積		46	変動面積											
生息地	箇所			箇所											
回廊	面積			変動面積											
身近な鳥	箇所			箇所											
獣生息地	面積			変動面積											
計	箇所		20	箇所	2	2	4	1	3	12					
	面積		1,416	変動面積	588	62	215	13	180	1,058					

3

面積単位：h a

区分		本計画期間中に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除または期間満了となる特別保護地区						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(D)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所							2	1	3	1	3	10	0	16
	面積							588	25	187	13	180	993	0	1,305
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所								1	1			2		2
	面積								37	28			65		65
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														2
	面積														46
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所														
	面積														
計	箇所							2	2	4	1	3	12	0	20
	面積							588	62	215	13	180	1,058	0	1,416

面積単位: h a

2

3

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

4

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

5

1
2

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
4	森林鳥獣	雲仙鳥獣保護区	4,049	令和 4年11月 1日から 令和14年10月31日まで	459	令和 4年11月 1日から 令和14年10月31日まで		年月日から 年月日まで	再指定 国有林
	森林鳥獣	眉山鳥獣保護区	1,688	〃	129	〃		年月日から 年月日まで	再指定 国有林
	計	2箇所	5,737		588				
5	森林鳥獣	礮岩鳥獣保護区	74	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	25	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで		年月日から 年月日まで	再指定
	集団渡来地	美良島・倉島・平島 鳥獣保護区	49	〃	37	〃		年月日から 年月日まで	再指定
	計	2箇所	123		62				
6	森林鳥獣	安満岳鳥獣保護区	940	令和 6年11月 1日から 令和16年10月31日まで	21	令和 6年11月 1日から 令和16年10月31日まで		年月日から 年月日まで	再指定 国有林
	集団渡来地	阿値賀鳥獣保護区	28	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	28	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで		年月日から 年月日まで	再指定
	森林鳥獣	大崎半島鳥獣保護区	260	〃	80	〃		年月日から 年月日まで	再指定
	森林鳥獣	木坂鳥獣保護区	530	〃	86	〃		年月日から 年月日まで	再指定
	計	4箇所	1,758		215				

3

面積単位：h a

1

(第4表：前頁に続く)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
7	森林鳥獣	山王山鳥獣保護区	580	令和 7年11月 1日から 令和17年10月31日まで	13	令和 7年11月 1日から 令和17年10月31日まで		年 月 日から 年 月 日まで	再指定
	計	1 箇所	580		13				
8	森林鳥獣	千綿溪鳥獣保護区	360	令和 8年11月 1日から 令和28年10月31日まで	12	令和 8年11月 1日から 令和28年10月31日まで		年 月 日から 年 月 日まで	再指定
	森林鳥獣	七岳鳥獣保護区	628	〃	23	〃		年 月 日から 年 月 日まで	再指定
	森林鳥獣	御岳鳥獣保護区	1,816	令和 8年11月 1日から 令和18年10月31日まで	145	令和 8年11月 1日から 令和18年10月31日まで		年 月 日から 年 月 日まで	再指定 国有林
	計	3 箇所	2,804		180				
合 計		1 2 箇所	11,002		1,058				

2

面積単位：h a

3 休猟区の指定

4 (1) 方針

5 狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域に指定するものとし、一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努める。ま
6 た、できる限り分布に偏りがないう配慮する。

7 なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、また、狩猟鳥獣による農林業被害等対策と
8 して、休猟区においては第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区とする。

9 (2) 休猟区指定計画

10 本計画期間中に指定する休猟区については、原則として特例休猟区とする。

1

(3) 特例休猟区指定計画

(第 5 表)

年度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	特定鳥獣名	備 考
4	西海市	西海特例休猟区	1,800	3年	イノシシ ニホンジカ	
	松浦市	松浦特例休猟区	1,230	3年		
	壱岐市	郷ノ浦立石特例休猟区	2,421	3年		
	計	3箇所	5,451			
5	諫早市	諫早特例休猟区	500	3年	"	
	島原市	島原特例休猟区	1,741	3年		
	新上五島町	有川中部特例休猟区	1,692	3年		
	計	3箇所	3,933			
6	佐々町	佐々東部特例休猟区	703	3年	"	
	五島市	久賀西特例休猟区	1,588	3年		
	対馬市	佐護特例休猟区	2,694	3年		
	計	3箇所	4,985			
7	諫早市	森山特例休猟区	1,500	3年	"	
	平戸市	中津良特例休猟区	800	3年		
	対馬市	吉田・櫛特例休猟区	2,400	3年		
	計	3箇所	4,700			
8	波佐見町	波佐見南部特例休猟区	2,000	3年	"	
	雲仙市	国見・瑞穂特例休猟区	3,308	3年		
	壱岐市	志原初山特例休猟区	1,860	3年		
	計	3箇所	7,168			
	合 計	15箇所	26,237			

1 4 鳥獣保護区の整備等

2 (1) 方針

3 鳥獣保護区の整備は年度別計画により実施するものとし、本計画中においては県民に対する鳥獣保護区の周知徹底を図り、より一層鳥獣
4 への理解を深めるため、標識の整備充実を図るものとする。

5 管理施設の設置方針

6 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

7 観察等利用施設の整備の方針

8 人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の観察に適する場所に整備した既存施設の有効利用に努め
9 るものとする。

10 調査、巡視等管理の方針

11 鳥獣保護管理員の定期的な巡視活動により鳥獣保護区の適切な管理に努めるとともに、必要に応じて鳥獣の生息状況等の調査を実施
12 するものとする。

13 保全事業に関する基本的な考え方

14 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合
15 には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

16 また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な調整を図るものとする。

17 (2) 整備計画

18 管理施設の設置

(第6表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識等の整備	制札 300基	制札 300基	同左	同左	同左	同左

1

調査・巡視等の計画

(第7表)

区 分		現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	内 容	鳥獣保護管理員による定期的な巡視	同左	同左	同左	同左	同左
	人 数	53人	同左	〃	〃	〃	〃
管理のための調査の実施		必要に応じて実施	同左	〃	〃	〃	〃

2

(注) 調査にあつては、予定保護区の名称及び内容を記載する

3

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第8表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
必要に応じて選定	農林業等に被害をもたらすニホンジカやイノシシの生息域の拡大、クリハラリス(台湾リス)やアライグマ等の外来生物の生息域の拡大、里山の荒廃など、野生鳥獣を取り巻く環境に変化が見られるため、必要に応じて鳥獣保護区の保全事業の実施を検討するものとする。

4

1 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

2 1 鳥獣の人工増殖

3 (1) 方針

4 環境省の委託事業及び長崎県の事業により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下、「種の
5 保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコの保護増殖事業(生息状況調査、交通事故対策、普及啓発等)
6 を実施する。

7 (2) 人工増殖計画

(第9表)

年 度	絶滅のおそれのある鳥獣等		備 考
	鳥獣名	実施方法	
令和4~8年度	ツシマヤマネコ	保護増殖事業計画に基づき、保護増殖事業を実施	

9 2 放鳥獣

10 (1) 方針

11 放鳥する狩猟鳥はキジとし、放鳥を行う場所としては特例休猟区等の当該狩猟鳥の増加を図るために必要と認められる場所とする。な
12 お、一般社団法人長崎県猟友会も独自に放鳥事業を実施していることから、相互に連絡調整を図り、より効果的な放鳥になるよう心がけ
13 る。

14 (2) 留意事項

15 放鳥については、以下の点に留意する。

16 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して放鳥効果の
17 分析を行う。

18 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。

19 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行う。

20 特有の生態系を有する鳥しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。

21 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病
22 原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジを育成する農家等に対する衛生管理の徹底や個体についての健康状態
23 の確認等の要請、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討すること。

24 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥
25 する。
26

1 (3) 放鳥計画

(第10表)

鳥 獣 名	放鳥獣の地域	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		計	
		箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数	箇所	羽数
キジ	特例休猟区等	3	180	3	180	3	180	3	180	3	180	15	900

3 (4) 放獣計画

4 該当なし

5 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

6 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

7 (1) 希少鳥獣

8 県レッドリストにおいて絶滅危惧 A・B類又は 類に該当する鳥獣を対象とし、希少鳥獣の適正な保護及び管理のため、生息状況
9 等の調査により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

10 (2) 狩猟鳥獣

11 法第2条第7項に規定する鳥獣で、狩猟鳥獣の保護及び管理のため、捕獲数等の調査により生息状況等の把握に努めるものとする。ま
12 た、調査結果によっては、法に基づく捕獲等の制限等により、持続的な利用が可能となるよう保護及び管理を図るものとする。

13 なお、現在、法第12条第2項に基づき設定しているコウライキジ又はメスコウライキジの捕獲禁止区域は本計画期間中に存続期間が
14 満了となるため、生息状況等を踏まえ、再設定の検討を行う。

(第11表)

名 称	所在地	面積	存続期間	備考
吉崎市コウライキジ捕獲禁止区域	吉崎市全域	13,837ha	平成29年11月1日から令和4年10月31日まで	
平戸市大島村メスコウライキジ "	平戸市大島村全域	1,552ha	平成29年11月1日から令和4年10月31日まで	
対馬メスコウライキジ "	対馬市全域	70,459ha	令和元年11月1日から令和4年10月31日まで	

16 (3) 外来鳥獣等

17 県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、農林水産業及び生態系等に被害を及ぼすアライグマ及びクリハラリス
18 (台湾リス)については、狩猟による捕獲並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系被害の防止を図るための捕獲等(以下、
19 「有害鳥獣捕獲」という。)を推進し、被害の防止を図るものとする。

20 また、狩猟及び有害鳥獣捕獲に加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下、
21 「外来生物法」という。)に基づく防除確認を受けて行う捕獲によっても対策を進める。

1 (4) 指定管理鳥獣

2 集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、イノシシとニホンジカが指定されているが、その管理に当たっては、地域
3 個体群の存続に配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。

4 また、県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要に応じ、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥
5 獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。

6 (5) 一般鳥獣

7 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣以外の鳥獣については、自然環境保全基礎調査等により生息状況の把握に努めるものと
8 する。

9 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

10 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等についての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

11 (1) 許可しない場合の基本的考え方

12 以下の場合にあっては、許可しないものとする。

13 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

14 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保
15 護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の
16 生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採
17 取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するためであり許可することとし、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

18 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼ
19 すおそれがあるような場合。

20 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に
21 支障を及ぼすおそれがあるような場合。

22 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保
23 持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

24 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられ
25 る場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域
26 (以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

27 法第36条及び法施行規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環
28 境大臣の許可を受けたものについてはこの限りでない。

29 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府
30 県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

1 (2) 許可する場合の基本的考え方

2 学術研究を目的とする場合

3 学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要
4 最小限のもの(外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの)であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

5 鳥獣の保護を目的とする場合

6 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

7 鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

8 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

9 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

10 鳥獣の管理を目的とする場合

11 1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

12 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四において「被害」という。)が現に生じている場合だけ
13 でなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有
14 害鳥獣捕獲を図るものとする。

15 2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

16 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指
17 した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
18 地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小
19 させるために必要な範囲内で行われるものとする。

20 その他特別な事由を目的とする場合

21 上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

22 また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれ
23 もあるので、飼養のための捕獲は原則として認めない。

24 1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

25 博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

26 2) 愛玩のための飼養の目的

27 個人が自らの慰楽のために飼養する目的の場合、原則として許可しないものとする。

28 3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

29 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

30 4) 鵜飼漁業への利用の目的

31 鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

32 5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

33 伝統的な祭礼行事等に用いる場合

34 6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

1 環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採
2 取等する場合など

3 (3) わなの使用に当たっての許可基準

4 わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たすものとする。

5 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

6 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内(ただし、イノシシ及びニ
7 ホンジカは除く。)であり、締付け防止金具を装着したものであること。

8 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超
9 えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。ただし、対馬地区においては、とらばさみの使用は認めない。

10 イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

11 くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、締付け防止金具及びよりもどしを
12 装着したものであること。

13 わなの設置及び管理

14 第三者への危険防止のため、人が立ち入るおそれがある場所等への設置は行わない。また、確実に1日1回以上の巡回が行えるよ
15 うな設置状況、設置個数であること。

16 (4) 許可に当たっての条件の考え方

17 捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物
18 の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量
19 及び見回りなどについて付すものとする。

20 また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

21 (5) 許可権限の市町長への委譲

22 愛玩鳥獣及び有害鳥獣の捕獲許可については市町長へ権限を委譲している。

23 (6) 捕獲実施に当たっての留意事項

24 捕獲等又は採取等の許可に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住
25 民等への周知を図らせるものとする。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、実施者に対して、事前の放獣
26 体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕
27 獲許可等の手続きをとるものとする。

28 わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番
29 号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の
30 場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設

1 置する方法によることもできるものとする。

2 (7) 捕獲物又は採取物の処理等

3 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむ得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放獣しないよう指導する。

8 また、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

9 (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

10 鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

13 (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

14 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面の指導に努めるものとする。

17 2 - 1 学術研究を目的とする場合

18 (1) 学術研究

19 研究の目的及び内容

20 次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

21 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

22 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

23 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

24 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

26 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

27 許可対象者

28 理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

29 鳥獣の種類・数

30 研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切

1 な種類又は数（羽、頭、個）とする。

2 期間

3 1年以内

4 区域

5 研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

7 方法

8 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

9 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

10 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

12 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

13 原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

14 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

15 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

16 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

18 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。

20 (2) 標識調査（環境省脚環を装着する場合）

21 許可対象者

22 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

24 鳥獣の種類・数

25 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

28 期間

29 1年以内

30 区域

31 原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

33 方法

1 原則として、網、わな又は手捕とする。

2 2 - 2 鳥獣の保護を目的とする場合

3 (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

4 許可対象者

5 国若しくは地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）

6 鳥獣の種類・数

7 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

8 期間

9 1年以内。

10 区域

11 申請者の職務上必要な区域。

12 方法

13 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場
14 合は、この限りでない。

15 (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

16 許可対象者

17 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

18 鳥獣の種類・数

19 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

20 期間

21 1年以内。

22 区域

23 必要と認められる区域。

24 方法

25 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場
26 合は、この限りでない。

27 2 - 3 鳥獣の管理を目的とする場合

28 (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

29 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

30 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。その捕獲は、原
31 則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行われるものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣

等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

また、第14表、第16表に記載した以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来 of 許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

(第12表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
イノシシ	稲、野菜(タケノコ、スイ等)、 果樹(ミカン、ナシ、ブドウ等)、 いも類、豆類等	<														>	県内一円
ニホンジカ	ヒノキ、スギ、ケヤキ、ナラ、果樹(ミカン、ビワ)、 野菜(キャベツ、ダイコン等)、 稲、椎茸、豆類等	<														>	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、 平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、小 値賀町、佐々町、新上五島町など
カラス類	果樹(ミカン、ビワ、ブドウ)、 野菜(スイカ、メロン等)、 稲、飼料、 いも類、葉たばこ、家畜等	<														>	県内一円
トビ	航空機航行障害等	<														>	長崎空港、福江空港、対馬空港、 壱岐空港など
ドバト	豆類、飼料、家畜汚染	<														>	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、 大村市等の市街地及びその周辺など
スズメ	稲	<														>	諫早市、大村市、長与町、時津町など
ヒヨドリ	野菜(キャベツ、ダイコン等)、 果樹(ミカン、ビワ、ブドウ等)	<														>	長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松 浦市、五島市、西海市、長与町など
カモ類	稲、麦類 野菜(キャベツ、ブロッコリー等)	<														>	県内一円

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ノイヌ	家畜等	←												→	長崎市、島原市、諫早市、西海市、雲仙市、南島原市など
タヌキ アナグマ	野菜(イチゴ、スイカ、ダイコン等)、果樹(ミカン、ビワ、ブドウ等)、いも類、生活環境被害等	←												→	県内一円
アライグマ	果樹(ミカン等)、野菜(スイカ等)、生活環境被害等	←												→	防除実施計画を定めている市町
クリハラリス (タイワンリス)	果樹(ミカン等)、スギやヒノキ等の樹皮剥ぎ等	←												→	五島市、壱岐市

2) 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という)は、予察表で示した鳥獣(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、予察表で示した鳥獣の中でもイノシシ、ニホンジカといった第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、当該計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるものとする。

また、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

なお、本県においては、市町長へ権限を委譲しているため、予察捕獲として捕獲を許可する場合には、当該市町において予察表を作成する。

鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣(特に指定管理鳥獣)については、生息状況の最新の動向を把握しつつ、深刻な被害や影響を防止するため、適正な管理方策を確立するものとする。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
ニホンジカ	令和4～8年度	第二種特定鳥獣管理計画により管理(令和4年4月より)	
イノシシ	"	第二種特定鳥獣管理計画により管理(令和4年4月より)	

有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針(有害捕獲についての留意事項)

有害鳥獣捕獲に伴う事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、その実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。また、必要に応じ捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

2) 許可基準の設定方針

ア 許可対象者

有害鳥獣捕獲実施者は、原則として次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者(市町が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。)で、有害鳥獣捕獲の際に使用する猟具に応じた狩猟免許を所持し、狩猟免許の取消及び免許の効力停止等の処分を受けたことがなく、今後とも違反等のおそれがない者で、それぞれが属する猟友会長もしくは農業協同組合長又は森林組合長から推薦を受けた者とする。(はこわなを使用する方法及び銃による止刺の方法については推薦の必要はない。)なお、いずれにも属さず、推薦がない者については、有害鳥獣捕獲の許可権者が適否の判断を行う。
- (2) 予察捕獲実施者については、市町長が、農業協同組合長、森林組合長、猟友会長等と協議のうえ推薦を受けた者をもって編成するものとする。
- (3) 有害鳥獣捕獲を行う場合は、原則として狩猟等捕獲経験を有する者とする。
- (4) イノシシ、ニホンジカの有害鳥獣捕獲又はスズメの無双網による捕獲等技術を有する場合を除き、原則として被害地と同一市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に捕獲活動に従事できる者とする。
- (5) 全ての有害鳥獣捕獲実施者は狩猟事故共済又はハンター保険等に加入している者又はそれに代わる保障等が可能な者とする。
- (6) 有害鳥獣捕獲実施者数は、被害等の規模により、低減若しくは根絶するために必要な人員を過剰でないか十分検討のうえ決定するものとする。

ただし、下記の()～()の場合は、この限りでなく、捕獲した個体の適切な処分ができると認められる場合は狩猟免許を所持していない者を許可対象者とすることができる。

- () 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわな及びはこわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- () 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、カラス類、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

- 1) 住宅等の敷地内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 2) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地
 3 域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大
 4 な支障を生じないと認められる場合
 5 () 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってカラス類、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
 6 () 外来鳥獣の捕獲において、次の条件を全て満たす場合
 7 許可対象者 法第9条第8項に規定する法人
 8 捕獲従事者 ・従事者の一員に、わな猟狩猟免許所持者が含まれていること
 9 ・免許を所持しない者は、安全講習会を受講していること（法人は、従事者台帳を整備する）
 10 ・わな猟免許を所持しない者は、わな猟免許を所持している者の指導監督下で捕獲を行うこと
 11 猟 具 はこわな、囲いわな
 12 捕獲範囲 必要と認められる区域
 13 賠償保険 狩猟事故共済等、狩猟事故に適切に対応できる保険等に加入すること
 14 捕獲期間 通年
 15 許可期間 1年以内
 16 () 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）において、第14表に掲げる条件を全て満たす場
 17 合

18 イ 鳥獣の種類・数
 19 被害等の防止目的を達成するために必要な羽（頭）数とする。なお、被害が特に甚大と判断される場合等は必要数の捕獲ができる。

20 ウ 区域
 21 被害等防止のための必要かつ適切な区域とし、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区、また、鳥獣保護区特別保護地
 22 区、国立・国定公園特別保護地区などの生態系の保護を図ることが必要な地域にあっては、特に慎重に取り扱うこととする。

23 エ 時期、期間
 24 (1) 有害鳥獣捕獲は、予察表に定める時期に行い、原則として狩猟期間及びその前後15日は許可しないものとするが、やむを得
 25 ず許可をする場合は登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないように努めるものとする。
 26 (2) 最も効果的に実施できる時期に行い、その期間は可能な限り短期間とする。
 27 (3) 予察捕獲においては、捕獲期間の限度を1年とする。

28 オ 方法
 29 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。た
 30 だし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

1 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

2 3) 鳥獣種別の許可基準

(第14表)

許可 権者	鳥獣名	許 可 基 準							被害農林水産物等
		方 法	区 域	時 期	期 間	一人当り捕獲 羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市 町 長	カラス類	銃、網、 わな	必要か つ適切 な区域	通年	1年以内	300羽以内	市町や農協、森 林組合等、環境 省が定める法 人。 被害者及び被 害者から依頼 を受けた者		果樹(ミカン、ビワ、ブドウ)、野 菜(スイカ、メロン等) 稲、飼料、 いも類、葉タバコ、家畜、航空障 害等
	スズメ								稲
	ヒヨドリ					果樹(ミカン、ビワ、ブドウ)、野 菜(ブロッコリー、キャベツ、ハ クサイ、イチゴ、ダイコン)			
	カモ類					稲、麦類被害 野菜(ブロッコリー、キャベツ等)			
	上記以外の狩猟 鳥					稲、麦類被害 野菜(ブロッコリー、キャベツ等)			
						必要数			

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	一人当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市 町 長	ドバト	銃、網、 わな	必要か つ適切な 区域	通年	1年以内	300羽以内	市町や農協、森 林組合等、環境 省が定める法 人。 被害者及び被 害者から依頼 を受けた者	(留意事項) 植生の衰退や在来種の圧迫、在来鳥獣との交 雑等の自然生態系の攪乱、農林水産業被害等を 現に生じさせ、又はそのおそれのある移入鳥獣 で、その根絶又は抑制の目的を達成するための 捕獲	豆類(ダイズ、アズキ、インゲン)、 飼料(トウモロコシ、デントコー ン等)、生活環境被害
	ダイサギ、コサギ 及びトビ					サギ類：水産業被害 トビ、サギ類：航空障害			
	ニホンジカ、イ ノシシ					林業(スギ、ヒノキ)、果樹(ミ カン、ビワ)、野菜、椎茸原木、 稲、いも類等			
	上記以外の狩猟 獣					果樹、生活環境被害			
	ノヤギ、ニホン ザル					ノヤギ：植生破壊 ニホンザル：果樹・生活環境被害			
	外来鳥獣 (外国産鳥獣等) 狩猟免許不所持 者を含む場合は、 2)アただし書き ()による。								

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	一人当り捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市町長	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(捕獲隊)におけるイノシシ、ニホンジカ及び市町指定鳥獣	はこわな 囲いわな	自己農地の被害対策に効果がある必要かつ適切な区域	通年	1年以内	鳥獣ごとに上欄に定める羽(頭)数	市町や農協、森林組合等、環境省が定める法人。 ただし、捕獲従事者については、留意事項にある要件を満たすこと。	<p>捕獲従事者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の一員に網猟、わな猟狩猟免許所持者が含まれていること ・免許を所持しない者は、網猟、わな猟免許を所持している者の指導、監督下で捕獲を行うものとする ・免許を所持しない者は、安全講習会を受講していること ・法人は、従事者台帳を整備すること <p>賠償保険について</p> <p>免許所持者は、狩猟事故共済等、狩猟事故に適切に対応できる保険に加入すること</p> <p>市町指定鳥獣について</p> <p>指定に当たっては、県と協議すること</p>	イノシシ:稲、野菜(キャベツ、スイカ、タケノコ等)、果樹(ミカン、ナシ、ブドウ)、いも類、豆類、飼料等 ニホンジカ:ヒノ、クマ、ナラ、果樹(ミカン、ビワ)、野菜、椎茸、原木、稲、いも類等

1 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

2 1) 方針

3 野生鳥獣による農林業被害に的確に対応できるよう、市町が設置する鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特別措置法第9条第1項規定)
4 や、農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊(有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業の活用)の設置を県全域で進め、
5 機動的な捕獲が出来る体制の整備を行う。

6 なお、実施隊隊員には、民間等の捕獲技術の優れた者を選定し、地域の捕獲隊等への指導をおこなうこととする。

7 2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

8 (第15表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	県内一円	
ニホンジカ	県内一円	
その他市町が必要と認める鳥獣	市町が必要と認める区域	

9 3) 指導事項の概要

10 ア) 実施隊にあっては、県、市町が実施する捕獲技術研修会等を積極的に受講し、捕獲に関する技術向上に努め、捕獲に関する新技
11 術の導入に努めること。

12 イ) 捕獲隊にあっては、県、市町が実施する定期的な安全講習会等を積極的に受講するものとし、使用する猟具(はこわな、囲いわ
13 な)には保険に加入するなど、安全管理を徹底し、事故発生時には適切に対応すること。

1 (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的
 2 許可基準

(第16表)

許可権者	許可対象者	鳥獣の種類	捕獲数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	備考
市町長	5(1) 有害鳥獣捕獲の基準に準じる。	ニホンジカ	必要数	1年以内	県内一円	銃器、わな	捕獲報告は、個体数管理の観点から、捕獲作業日時、捕獲位置、雌雄、体重等も併せて報告するものとする。 また、モニタリング調査に必要な場合は、捕獲個体の器官等の提供にも協力すること。
	5(1) 有害鳥獣捕獲の基準に準じる。	イノシシ	必要数				

3

- 1 2 - 4 その他特別の事由の場合
- 2 (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- 3 許可対象者
- 4 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- 5 鳥獣の種類・数
- 6 展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）。
- 7 期間
- 8 6か月以内。
- 9 区域
- 10 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- 11
- 12 方法
- 13 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 14
- 15 (2) 愛玩のための飼養の目的
- 16 平成24年度から原則として新たな捕獲は認めない。
- 17 (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
- 18 許可対象者
- 19 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- 20 鳥獣の種類・数
- 21 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖
- 22 の場合は放鳥予定地の個体とする。
- 23 期間
- 24 6か月以内。
- 25 区域
- 26 原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- 27
- 28 方法
- 29 網、わな又は手捕。
- 30 (4) 鵜飼漁業への利用の目的
- 31 許可対象者
- 32 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- 33 鳥獣の種類・数

1 鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。
2 期間
3 6か月以内。
4 区域
5 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
6
7 方法
8 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

9 (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
10 許可対象者
11 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの
12 者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
13 鳥獣の種類・数
14 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死さ
15 せる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
16 期間
17 30日以内。
18 区域
19 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
20 方法
21 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場
22 合は、この限りでない。

23 (6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的
24 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、
25 被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。
26 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。

- 1 3 鳥類の飼養登録
- 2 (1) 飼養登録の現状と方針
- 3 平成24年度より原則愛玩飼養のための捕獲は認められていないことから、それ以前の適法な捕獲個体に限り飼養登録がなされている。
- 4 よって、当該個体が寿命を全うするか放鳥するか等により飼養の実態がなくなった場合においては、愛玩飼養のための新たな捕獲及び
- 5 飼養登録は原則認められない。
- 6 (2) 飼養適正化のための指導内容
- 7 飼養制度についての理解を深めるため、広報等による周知を行うとともに、鳥獣保護管理員の巡回活動との連携を図り、違反等の防
- 8 止に取り組む。
- 9 (3) 個体管理の適正化
- 10 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(脚環)を照合し確認した上で行うものとする。
- 11 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替え
- 12 が行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うものとする。
- 13 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合について
- 14 のみ行うものとする。
- 15 平成23年度までに愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認
- 16 することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにするものとする。
- 17 また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるも
- 18 のとする。
- 19 4 販売禁止鳥獣等の販売許可
- 20 (1) 基本的な考え方
- 21 販売の目的が法第24条第1項又は法施行規則第23条に規定する目的に適合するものとする。
- 22 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の
- 23 急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないものとする。
- 24 (2) 許可の条件
- 25 ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場所(同
- 26 一地域個体群)等とする。
- 27 オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環
- 28 を装着させること等とする。

1 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

2 1 特定猟具使用禁止区域の指定

3 (1) 方針

4 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在
5 する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法(昭和43年法律第100
6 号)第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集
7 中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等については、特定猟具使用禁止の指定に努めるものとする。

8 (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第17表)

	既指定特定 猟具禁止 区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域							
		令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	計(B)	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	計(C)		
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	84箇所	箇所												0
	面積	17,782.4ha	変動面積	417	1,483	1,416	120	1,848	5,284						0
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	箇所	箇所						0						0
	面積	ha	変動面積						0						0

(第17表:前表に続く)

		本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の 増減(減) *	計画終了時の 特定猟具使用禁止 区域**		
		令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	計(D)	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度			令和8 年度	計(E)
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所						0	5	4	5	3	6	23	0	84箇所
	面積						0	417	1,483	1,416	120	1,843	5,284	0	17,782.4ha
わな猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所						0						0		箇所
	面積						0						0		ha

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

- 1 2 特定猟具使用制限区域の指定
- 2 (1) 方針
- 3 特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必
- 4 要な区域について指定できるとされている。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるの
- 5 で、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。
- 6 (2) 特定猟具使用制限区域指定計画
- 7 本計画期間中は指定せず。
- 8 3 猟区設定のための指導
- 9 (1) 方針
- 10 現在、猟区の設定はされていないが、設定を認可した場合は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、適正な
- 11 管理運営の指導に努める。
- 12 (2) 設定指導の方法
- 13 設定候補地について、住民の理解と円滑な手続きが行われるよう設定予定者に対する指導に努める。
- 14 また、猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて猟区設定市町及び猟友会等とも連携した取組を進めるものとする。
- 15

1 4 指定猟法禁止区域

2 (1) 方針

3 指定の考え方

4 指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域
5 以外について指定するものとする。特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地に
6 おいて、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、
7 鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、
8 指定猟法禁止区域の指定を進める。

9 また、鉛製散弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報
10 の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

11 許可の考え方

12 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を
13 及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼ
14 す等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

15 条件の考え方

16 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数
17 の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

18 (2) 指定計画

19 現在、法第15条第1項に基づき指定しているライフル銃使用禁止区域は本計画期間中に存続期間が満了となるため、地域の鳥獣の保
20 護の状況等を踏まえ、再指定の検討を行う。

21 (第18表)

名称	所在地	面積	存続期間	備考
ライフル銃の使用禁止区域	対馬市一円。(ただし、同地域内の鳥獣保護区等法施行規則 第7条第1項第7号及び法35条に定める場所を除く。)	49,000ha	令和 3年11月 1日から 令和 8年10月31日まで	

1 第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

2 1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

3 地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の
4 特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定するものとする。

5 (第19表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域地域	備考
令和4年度	長崎県内に生息するニホンジカの適正な管理 農林作物への被害防止 生態系の保全	ニホンジカ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	県内一円	
令和4年度	長崎県内に生息するイノシシの適正な管理 農林作物への被害防止 生態系の保全	イノシシ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	県内一円	

6 2 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

7 計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、県レベル又は市町レベルで
8 幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町や地域社会等の意見等も踏まえ総合
9 的・体系的に実施する。

10 また、鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施する
11 ことにより、被害発生未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。

12 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

13 1 方針

14 県内に生息、渡来する鳥獣の生息状況を把握し、今後の保護対策及び被害対策等に資するための調査を実施するものとする。

15 また、精度の向上を図るため既存資料の収集等のほか、現地調査及びアンケート調査を行うものとする。

16 なお、調査にあたっては、民間団体の協力を得るとともに、これらの団体や調査員の育成に努めるものとする。

17 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

18 (1) 方針

19 基本方針に基づき、鳥獣生息分布調査、希少鳥獣等保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、狩猟鳥獣生息状況調査、第二種特
20 定鳥獣の生息状況調査を実施し、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するものとする。

1 (5) 狩猟鳥獣生息調査

2 調査の概要

3 主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリ
4 については、出会い数調査を継続して生息数の変化を把握する。

5 調査計画

(第23表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
キジ	令和4～8年度	県内の狩猟登録者に対し、初猟日における出会い数についてアンケート調査を行う。	
ヤマドリ	令和4～8年度	同上	

6 (6) 第二種特定鳥獣の生息状況調査

7 調査の概要

8 調査は、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術
9 の開発に資するものとする。

10 なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護管理員においてもその把握に努めるものとする。

11 調査計画

(第24表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	令和4～8年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲を確認するためモニタリング調査を実施する。	
イノシシ	令和4～8年度	同上	

1 3 法に基づく諸制度の運用状況調査
 2 (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

3 (第25表)

鳥獣保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
雲仙鳥獣保護区雲仙特別保護地区	令和4年度	有識者等による野鳥生息調査	特別保護地区・令和4年度再指定
眉山鳥獣保護区眉山特別保護地区	〃	〃	〃
礫岩鳥獣保護区礫岩特別保護地区	令和5年度	〃	特別保護地区・令和5年度再指定
美良島・倉島・平島鳥獣保護区 美良島・倉島・平島特別保護地区	〃	〃	〃
安満岳鳥獣保護区安満岳特別保護地区	令和6年度	〃	特別保護地区・令和6年度再指定
阿値賀島鳥獣保護区阿値賀特別保護地区	〃	〃	〃
大崎半島鳥獣保護区大崎半島特別保護地区	〃	〃	〃
木坂鳥獣保護区木坂特別保護地区	〃	〃	〃
山王山鳥獣保護区山王山特別保護地区	令和7年度	〃	特別保護地区・令和7年度再指定
千綿溪鳥獣保護区千綿溪特別保護地区	令和8年度	〃	特別保護地区・令和8年度再指定
七岳鳥獣保護区七岳特別保護地区	〃	〃	〃
御岳鳥獣保護区御岳特別保護地区	〃	〃	〃

4 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

5 1 鳥獣行政担当職員

6 (1) 方針

7 鳥獣行政担当職員の配置には、鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する人材の活用（非常勤職員を含む）が求められ、鳥獣
 8 保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないよう努めるもの
 9 とする。

10 なお、行政効果を高めるため計画的に担当職員の研修を行うものとする。

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 県民生活環境部自然環境課 生物多様性保全班	1	3	4	1	3	4	鳥獣行政の企画、立案、計画指導、その他 鳥獣保護区・特別保護地区の管理に関すること 鳥獣保護管理員に関すること 鳥獣行政全般に関すること(ただし、原則として、狩 猟及び有害鳥獣捕獲等に関するものを除く。)
うち専門的知識を有する職員	0	0	0	0	0	0	
本庁 農林部農山村振興課 鳥獣対策班	1	4	5	1	4	5	鳥獣行政の企画、立案、計画指導、その他 鳥獣行政全般に関すること(ただし、原則として、狩 猟及び有害鳥獣捕獲等に関すること。)
うち専門的知識を有する職員	0	0	0	0	0	0	
地方機関 (県民生活環境部担当) (県北振興局 総務課)		1	1		1	1	地方機関 鳥獣保護区・特別保護地区の管理に関すること 鳥獣保護管理員に関すること 関係団体等の指導に関すること その他
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(島原振興局 総務課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(五島振興局 総務課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(杵岐振興局 総務課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(対馬振興局 総務課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
地方機関 (農林部担当) (県央振興局 農業企画課)		1	1		1	1	地方機関 指定猟法禁止区域・休猟区・特定猟具使用禁止区域・ の管理に関する事 狩猟免許事務に関する事 狩猟者登録に関する事 鳥獣飼養登録に関する事 狩猟等取締りに関する事 関係団体等の指導に関する事 その他
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(県北振興局 農業企画課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(島原振興局 農業企画課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(五島振興局 農業振興普及課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(吉岐振興局 農業振興普及課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	
(対馬振興局 農業振興普及課)		1	1		1	1	
うち専門的知識を有する職員		0	0		0	0	

1
2

(3) 研修計画

(第27表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当職員 研修会(県民生活環境部関係)	県	5月	1回	県担当職員	5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する関係法令 鳥獣保護区等の指定及び管理に関すること 狩猟免許事務に関すること 有害鳥獣捕獲に関すること 鳥獣飼養登録指導に関すること 狩猟取締りに関すること その他	
鳥獣行政担当職員 研修会(農林部関係)	県	5月	1回	県市町担当職員	30		
野生生物保護研修会	国	5月	1回	県担当職員	1		

3
4
5
6
7
8

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。
鳥獣保護管理員の配置は、鳥獣保護区の指定、狩猟者登録者数、狩猟者出猟の頻度等を勘案して行うものとする。

(2) 設置計画

(第28表)

基準配置数 (A)	令和3年度末		年度別新規配置計画							備考
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	充足率(C/A)	
53人	51人	96%	0人	0人	0人	1人	1人	53人	100%	

1 (3) 年間活動計画

2

(第29表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理 鳥獣保護思想の普及啓発 鳥獣に関する諸調査 その他鳥獣保護に関するこ 狩猟取締り	←											→	

3 (4) 研修計画

4

(第30表)

名称	主催	回数	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理 員研修会	自然環境課 農山村振興課	必要に応じ て年1回	鳥獣保護管理員 全員	53	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する関係法令 鳥獣保護区等の指定及び管理等 巡視にあたっての留意点等	

5 3 保護及び管理の担い手の育成

6 (1) 方針

7 鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、次の目的で研修会の開催に努めるものとする。

- 8
- ・ 個体数管理の担い手である狩猟者の確保及び捕獲技術の向上
 - ・ 被害管理及び被害対策の担い手育成に必要な指導的な人材育成
- 9

1
2

(2) 研修計画

(第31表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
イノシシ等捕獲技術研修会	農山村振興課	8～3月	4回/年	20～30人	100	農林水産被害が大きいイノシシ等の習性・わなの設置等に係る技術研修を実施し、捕獲の担い手を育成する。	はこわな、くくりわなによる捕獲方法及び安全な止刺し技術の指導等
イノシシ対策A級インストラクター養成講座	農山村振興課	4～3月	1回/年	40人	40	イノシシの生態及び効果的・総合的な被害対策技術、集落環境点検等に係る指導方法について室内及び現地研修を行い、被害対策に係る指導的な人材を育成・確保する。	出席率及び試験結果により、認定を行う

3
4
5
6

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

全国的には保護管理の実施を支えている狩猟者の減少・高齢化が進んでいるが、県内においては平成8年以降わな猟免許所持者数については増加傾向にある。今後とも、県猟友会、関係団体等とも連携を図り、保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び育成のための取組みを進める。

7

4 取締り

8

(1) 方針

9

過去の違反状況から次の事項に重点をおき、警察当局と緊密な連絡を行い、特別司法警察員、その他関係職員が協力しつつ、必要に応じ取締りを実施するものとする。

10

11

無登録狩猟

12

狩猟登録者による制限数を超えた鳥獣の捕獲又は採取等、非狩猟鳥獣の捕獲又は採取等及び法第11条の狩猟可能区域以外での狩猟

13

銃猟の禁止地域での銃猟、禁止猟法による狩猟

14

メジロ等野鳥の無許可捕獲及び無登録飼養

1 (2) 年間計画

2

(第32表)

事 項	実 施 時 期											備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
野鳥の捕獲禁止、 密猟の防止に係る取締り	←											→	
狩猟期間中における 狩猟者への指導取締り								←	→				

3 5 必要な財源の確保

4 地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥
5 獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

6 第九 その他

7 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

8 本県は、本土西端に位置し、島しょと半島からなる複雑な地形等を有するため、ツシマヤマネコをはじめとする固有種や希少鳥獣が生息して
9 いる。そのため、ツシマヤマネコの保護増殖等、希少鳥獣の適正な保護管理のための施策を推進していく。また、一方でイノシシやニホンジカ
10 の生息数の増加及び生息域の拡大により、自然生態系への影響及び農林水産業被害は社会問題化している。これらの鳥獣については、第二種特
11 定鳥獣管理計画を作成し、被害防止対策と併せて捕獲を進め、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる
12 必要がある。

13 2 狩猟の適正管理

14 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用すること
15 により、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるもの
16 とする。

17 また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直
18 すよう努めるものとする。

19 3 入猟者承認制度に関する事項

20 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮
21 しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につ
22 きあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことで、適切な地域個体群の管理を行うものとする。

1 4 野生鳥獣の市街地出没
 2 近年、イノシシ・サル等の野生鳥獣の市街地への出没が発生しており、県民生活の不安にさらされていることから、市町の鳥獣被害対策実施
 3 隊の活動を強化し対応していく必要があるため、市街地出没対策機器の整備や被害対策における人材育成を推し進め、市町の鳥獣被害対策実施
 4 隊の体制整備を支援する。

5 5 傷病鳥獣救護への対応

6 (1) 方針

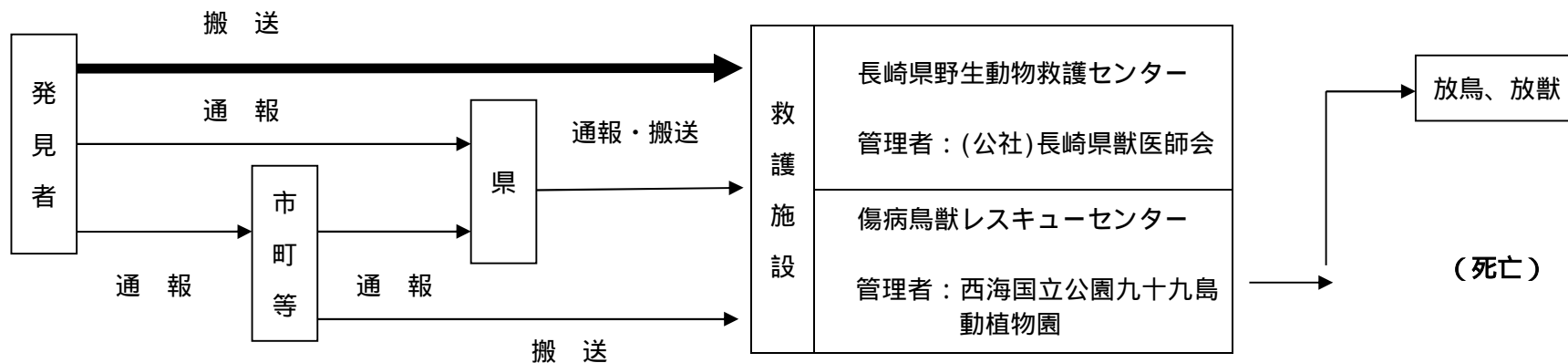
7 傷病鳥獣の救護は法に規定された事務ではないが、鳥獣保護思想の普及啓発に努めることを目的として、ペット等の動物愛護とは本質
 8 的に異なることを念頭に置き、傷病鳥獣救護に適宜対応するものとする。

9 救護にあたっては、以下に掲げるとおり、発見者、市町、環境省（県内地方機関）、獣医師会等関係機関の協力を得て救護体制を整備
 10 し、特に発見者（県民）による救護施設への搬送を前提とすること等を通じて、鳥獣保護思想の普及啓発に努めるものとする。

11 なお、救護個体に係る情報の収集・分析や傷病の発生原因の究明等により、収容すべき目的や意義を明確にすることが重要である。こ
 12 れらを踏まえ、収容すべき鳥獣種の選定等を検討し、選定の際には、地域の合意形成に努めるとともに、住民への普及に努めるものとする。
 13

14 (2) 体制

(第33表)



27 (3) 傷病鳥獣の取り扱いについて

28 現に農林水産業被害、生活環境被害等を生じさせ、有害鳥獣捕獲の対象となっている地域内の鳥獣については、原則として傷病鳥獣の
 29 保護対象から除外するものとする。

30 また、外来生物法に規定する特定外来生物及び、種の保存法に規定する希少種（国において保護増殖事業が実施されている希少種に限

る。)については、当該法令担当部局が対応することとなるので、原則として傷病鳥獣の保護対象から除外するものとする。
なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、広く県民へ周知徹底を図るものとする。

(4) 感染症対策・普及啓発

収容個体について、人獣共通感染症の感染の可能性が疑われる場合は、関係法令等の規定に従い適切に対処する。

また、二次感染を防止するため衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法が規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体に同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切に対処する。

なお、救護に携わるものに対し、人獣共通感染症に関する基本的な情報を必要に応じて提供する。

(5) 放野

野生復帰は、対象個体の傷病が治癒していることを確認し、発見救護された場所で野生復帰させることを基本とするが、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なく乱を及ぼすことのないような場所を選定し対応するものとする。

6 油汚染事件発生時の救護体制の整備方針等

本県沿岸に漂流もしくは漂着した油により鳥獣が汚染した場合は、傷病鳥獣の救護体制を活用することとし、「(1) 基本的な考え方」に従い発見者、環境省、市町、獣医師会等関係機関の協力を得ることとする。

なお、広範囲の汚染等により大量の鳥獣の救護が必要な場合は、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画(平成18年12月8日閣議決定)」に従って環境省が実施する救護を支援するものとする。

7 感染症への対応

鳥獣に人畜共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、また発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備し、情報の把握に努める。また関係機関に加えて、県民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、国の対応状況を踏まえつつ、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る長崎県鳥獣担当部局等の対応マニュアル」等に基づき、死亡野鳥等調査及び糞便採取調査等を実施し、野鳥等からの鳥インフルエンザに係る情報を早期に収集・把握する。また、それらの情報を関係機関と共有するとともに、野鳥との接し方を含めて、県民への適切な情報発信及び普及啓発に努める。

(2) その他感染症

豚熱(CSF)については、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されており、野生イノシシから飼養豚等への感染が懸念されていることから、国の調査に協力すること等を通じて野生イノシシの感染状況の情報を収集するとともに、狩猟者を含めた県民への適切な情報発信及び普及啓発に努める。

その他の感染症についても、国の調査に協力すること等を通じて可能な限り情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必

1 要性、対応方法等について検討する。

2 8 普及啓発

3 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等
4 方針

5 鳥獣保護及び管理事業を推進していくには、鳥獣に対する県民の理解と認識を高めることが必要であることから、年間計画を立て、
6 地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行う等、地域の特性に応じた効果的な
7 事業を実施するよう努めるものとする。また、生物多様性保全のためには、鳥獣のみならず植物や地質なども含めた「生きものつな
8 がり」が重要であり、それには適切な鳥獣の保護及び管理が必要であるため、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることと
9 し、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するものとする。また、捕獲した鳥獣の適切な処理や食肉等としての活用を推進するよう
10 努めるものとする。

11 事業の年間計画

(第34表)

事業内容	実施時期												備考	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
探鳥会	↔				↔									県内2カ所で探鳥会を実施する
講演会	←												→	地域の自然に親しむ講演会
愛鳥週間ポスター募集・審査会開催				←								→		次年度の愛鳥週間用ポスターを募集・審査会を開催、展示、図鑑等の配布

13 愛鳥週間行事等の計画

(第35表)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
愛鳥週間行事	探鳥会の開催	同左	同左	同左	同左	

- 1 (2) 安易な餌付けの防止
 2 方針
 3 鳥獣の保護に影響を及ぼす、次のような鳥獣に対する安易な餌付けの防止に係る普及啓発の推進に努める。
 4 ・ 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
 5 ・ 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながることを防ぐため、観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌
 6 付け防止を図る。
 7 ・ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として鳥獣を誘引する行為の
 8 防止を図る。

9 年間計画

(第36表)

重点項目	実施期間												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣への餌付け等の防止	←												→	県・市町広報誌等	一般県民

- 11 (3) 生物多様性モデル校の指定
 12 方針
 13 児童・生徒に対する生物多様性保全についての普及啓発の一環として、生物多様性モデル校を指定する。
 14 指定期間
 15 3年間
 16 生物多様性モデル校に対する支援内容
 17 鳥獣に関する図書の配布、自然観察会の際の講師の派遣、県内の生物多様性モデル校の活動状況を紹介する会報誌の発行等
 18
 19 (4) 法令の普及徹底
 20 方針
 21 関係法令のうち、特に県民一般に関係のある野鳥の捕獲及び飼養登録制度について広報を行い、県民に対する周知徹底を図るも
 22 のとする。